

議案第 1 0 4 号

南丹市農業集落排水使用料条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

南丹市長 西村 良平

南丹市農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例

南丹市農業集落排水使用料条例（平成 18 年南丹市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
	<u>（督促等）</u> <u>第9条の2 管理者は、第3条に規定する使用料を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定により督促するものとする。</u> <u>2 前項による督促に係る手数料及び延滞金の徴収については、南丹市上下水道事業分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例（令和7年南丹市条例第 号）の規定による。</u>
別表 別記	別表 別記

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の改正規定のうち、一般汚水の基本料金に係る部分 令和 8 年 7 月 1 日

- (2) 別表の改正規定のうち、一般汚水の従量料金に係る部分 令和 9 年 7 月 1 日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南丹市農業集落排水使用料条例（以下「新条例」という。）別表（一般汚水の基本料金に係る部分に限る。）の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後の検針に係る農業集落排水使用料の一般汚水の基本料金について適用し、同日前の検針に係る農業集落排水使用料の一般汚水の基本料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表（一般汚水の従量料金に係る部分に限る。）の規定は、令和 9 年 7 月 1 日以後の検針に係る農業集落排水使用料の一般汚水の従量料金について適用し、同日前の検針に係る農業集落排水使用料の一般汚水の従量料金については、なお従前の例による。

現行

別表(第 6 条関係)

南丹市農業集落排水使用料

(使用月につき)

使用料			
一般汚水		汚水量区分	金額
	基本料金	—	1,000 円
	従量料金 (1 立方メートルにつき)	1 立方メートルから 10 立方メートルまで	100 円
		11 立方メートルから 20 立方メートルまで	120 円
		21 立方メートルから 30 立方メートルまで	140 円
		31 立方メートルから 40 立方メートルまで	160 円
		41 立方メートルから 50 立方メートルまで	180 円
		51 立方メートルから 100 立方メートルまで	200 円
		100 立方メートルを超えるもの	220 円
一時使用	基本料金	50 立方メートルまで	10,000 円
	超過料金 (1 立方メートルにつき)	50 立方メートルを超えるもの	220 円

改正後（案）

別表(第 6 条関係)

南丹市農業集落排水使用料

(使用月につき)

使用料			
一般汚水		汚水量区分	金額
	基本料金	—	1,350 円
	従量料金 (1 立方メートルにつき)	1 立方メートルから 10 立方メートルまで	100 円
		11 立方メートルから 30 立方メートルまで	140 円
		31 立方メートルから 50 立方メートルまで	200 円
		51 立方メートルから 100 立方メートルまで	250 円
		100 立方メートルを超えるもの	270 円
一時使用	基本料金	50 立方メートルまで	10,000 円
	超過料金 (1 立方メートルにつき)	50 立方メートルを超えるもの	220 円